

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

よって、令和6年2月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届出のありました議員はありません。

---

#### ◎会期の決定

○議長（中村 敦） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（中村 敦） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、12番 沢登英信議員と1番 柏谷祐也議員の両名を指名いたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（中村 敦） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告（令和6年2月臨時会）

最初に、議長会関係について申し上げます。

1月12日、第148回静岡県東部地区市議会議長会が富士宮市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この議長会では、富士宮市提出の「学校給食費の無償化について」、静岡市提出の「公共施設等適正管理推進事業債の恒久化と拡充について」の議案が審議され、可決されました。この提出議案2件につきましては、1月30日開催の静岡県市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

1月30日、第164回静岡県市議会議長会定期総会が浜松市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この総会では、静岡大学 教育学部 学校教育講座 准教授の塩田真吾氏による「教育におけるICT活用について」と題する講演が行われました。

会議では、会務報告があったほか、先の県東部地区市議会議長会で可決された議案を含む15件の議案を審議し、可決されました。

2月1日、静岡県地方議会議長連絡協議会の令和5年度第2回政策研修会が静岡市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この研修会では、Vリーグ所属バレーボールクラブ ブレス浜松ゼネラルマネジャーの大林素子さんを講師に迎え、「マイ・ドリーム～夢をあきらめない～」と題する講演が行われました。

2月5日、第303回東海市議会議長会理事会が愛知県稲沢市で開催され、私が出席いたしました。

会務報告の後、来年度以降の負担金等の取扱いの協議があったほか、静岡県市議会議長会分として本市が提出した「緊急防災・減災事業債の制度延長及び制度拡充について」の議案を含む各県市議会議長会から提出のあった4議案並びに令和5年度東海市議会議長会会計決算認定についてなど10議案の計14議案が審議され、全て可決されました。各県市議会議長会から提出された4議案に関する今後の処理は、会長市に一任されました。

2月8日、全国市議会議長会第234回理事会・第116回評議員合同会議が東京の都市センターホテルで開催され、私が出席いたしました。

内藤尚志総務事務次官による「地方行財政の課題」と題する講演があった後、一般事務等概要、同会各委員会事務報告等が行われたほか、令和6年度各会計予算（案）、令和6年度社会的な孤独・孤立問題に関する特別委員会設置要綱案等の4事項の協議がされ、全て承認されました。

なお、能登半島地震の被災者の救援・救護や、被災地域の早期復旧・復興等に関する国への緊急要請の実施報告や義援金口座開設に関する情報提供もありました。

次に、研修視察について申し上げます。

1月17日、私及び副議長を含む議員8人が参加し、伊豆市にあるクリーンセンターいずを視察いたしました。

事業概要、ごみ処理の広域化、事業経過等の説明を受けた後、質疑応答が行われたほか、施設の見学も行いました。

参加された議員の皆様、お疲れさまでした。

次に、友好都市交流について申し上げます。

1月29日から30日にかけて、葉山町の議員5人が本市を視察訪問されました。29日には、私及び副議長を含む議員12人が出席し、今後の友好都市交流の在り方について意見交換を行ったほか、30日には、総務文教委員長及び副委員長の土屋 仁議員、天野美香議員同行の下、統合された下田中学校の視察等が行われました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

1月29日、埼玉県越谷市の議員1人が、「下田市まち遺産の取組について」を視察されました。

2月6日、東京都東久留米市の議員1人が、「下田市のスクールバス、コミュニティバスについて」視察されました。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書でございます。

静岡県保険医協会 理事長 聞間 元氏から提出のありました、「新型コロナワクチンへの助成拡大等を求める意見書」採択に関する陳情の写しを配付してありますので、御覧ください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、書記より朗読いたします。

○兼務書記（井上 均）朗読いたします。

下総総第26号。令和6年2月13日。

下田市議会議長 中村敦様。静岡県下田市長 松木正一郎。

令和6年2月下田市議会臨時会議案の送付について。

令和6年2月13日招集の令和6年2月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第1号 令和5年度下田市新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）請負契約の締結についての

一部変更について、議第2号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

下総第27号。令和6年2月13日。

下田市議会議長 中村敦様。静岡県下田市長 松木正一郎。

令和6年2月下田市議会臨時会説明員について。

令和6年2月13日招集の令和6年2月下田市議会臨時会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

市長 松木正一郎、副市長 飯田雅之、教育長 山田貞己、企画課長 鈴木浩之、総務課長 須田洋一、財務課長 大原清志、市民保健課長 斎藤伸彦。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議第1号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第1号 令和5年度下田市新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）請負契約の締結についての一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） おはようございます。

それでは、議第1号 令和5年度下田市新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）請負契約の締結についての一部変更について、御説明を申し上げます。

恐れ入ります。議案件名簿の1ページをお願いいたします。

今回の議案は、令和5年6月26日、議第31号で議決いただきました令和5年度下田市新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）の請負契約の締結についての一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきましては、3、契約金額中、5億8,850万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5,350万円）を、7億424万9,700円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額6,402万2,700円）に改めるものでございます。

提案の理由につきましては、工事内容の一部変更に伴う契約金額の増額のためでございます。

改めまして、今回の工事の概要でございます。

下田市新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）は、新庁舎建設事業のうち、旧稲生沢中学校校舎を活用する旧校舎活用棟、鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積は2,934平方メートルについて、市役所の一部として運用するために必要となる建物、電気設備、機械設備の改修を行うものでございます。

それでは、今回の一部変更に係る主な変更内容について御説明をいたしますので、議案説明資料の1ページをお願いいたします。

1、事業目的は、新庁舎の整備。

2、工事箇所は、下田市河内地内。

3、工期は、令和5年6月26日から令和6年3月22日。

4、契約金額は、変更前5億8,850万円、変更後7億424万9,700円、1億1,574万9,700円の増額となるものでございます。

5、変更概要としまして、主な内容について御説明をいたします。

議案説明資料の2ページ、図面と合わせて御覧いただきたいと思っております。

まず、1点目は、システム構築工事及び共聴設備工事で、資料2ページの図面右側、青枠の部分でございます。こちらは活用棟4階の議場に当たるところでございます。

施工概要は、議会システム構築工事及び館内共聴設備工事の追加。

変更理由は、議会関係施設が新築棟への再移転を行わず、旧校舎活用棟において本整備する方針となったため。

変更内容は、議会運営システム構築、映像設備、音響設備の追加でございます。

2点目は、内装改修工事で、資料2ページの図面の右側の赤枠の部分でございます。こちら4階の議会関係諸室、それから2階の市長室、副市長室と執行部関係の部屋になるところでございます。

施工概要は、議会関係施設、執行部関係施設の内装の変更。

変更理由は、議場、正副議長室、市長室等が新築棟への再移転を行わず、旧校舎活用棟において本整備する方針となったため。

変更内容は、床タイルカーペット張り（303平方メートル）及び壁板張り（109平方メートル）の増加でございます。

3点目は、外壁補修工事で、資料2ページの図面左側の赤枠の部分でございます。

施工概要は、旧校舎外壁補修工事の変更。

変更理由は、現場精査による補修箇所、数量の増加。

変更内容は、外壁モルタル浮き補修（220平方メートル）の増でございます。

事業費の変更につきましては、ただいま説明した3点の変更に加え、その他変更、諸経費等を加えた工事価格は増額1億665万円となり、当初契約の請負比率0.984433を掛けて、増額は1億498万円、さらに消費税等1,076万9,700円を加えた1億1,574万9,700円の増額となるものでございます。

今回の変更を含む工事費につきましては、令和5年度当初予算及び9月補正予算としまして、議決をいただいております予算7億9,000万円の範囲内で行うものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第1号 令和5年度下田市新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）請負契約の締結についての一部変更についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） 今、御説明いただきましたけれども、私、着任直後に、新人議員の研修として、中学を改修するところを拝見させていただきました。まだ新人だったので、これはどうなのかという疑問を提案するちょっと力がなかったんですけども、見てびっくりしました。

殊に4階の手すり、真っ黒にかびていたわけです。皆さん、コマーシャルなんかで御存じだと思いますが、カビというものは表面についているものじゃなくて、足を伸ばして、例えば、風呂場のタイルの目地なんかにも何か深く食い込んでいるということは、よく何とかキラみたいな宣伝で言っていることで、これを取り除くのは非常に難しいということはもう当然分かっていることだと思います。

ですので、あの中学の旧校舎が非常に大きな問題を抱えているということは、素人の私が見ても一目で分かったようなもので、これを改めて、1億円以上ものお金、これは何か議会システム等を含めてのことだと思いますけれども、プロの工事関係者が、あの校舎を見て分からなかったわけではないわけなので、これを改めて上乘せするというのはいかがなものかと思えます。

以上です。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） もともとこの新庁舎というのは、新しいのを造る予定だったんですね、

新築で。それに対して、コロナの中で一旦止めて、しっかり考えようということで、改めて考え直したわけです。その結果、今ある学校施設を最大限活用しようという、そういう方向にかじを切ったんです。

こうした既存の建物を大切に、それをリノベーションして庁舎にするというのは、全国でも多くの建築家が注目をしている新しい手法になります。

この校舎活用した庁舎の部分、これ活用棟と私ども呼んでますので、この資料にも（旧校舎活用棟）というふうに書いてあります。

ここを今回変更して増額をするのは、1回移転したものをもう1回移転するというのを最初は考えていたのを、そうではなくて、一度の移転で済むようにしようというふうにした部分に伴う改修の増額費です。

したがって、トータルとしての改修、建設費は下がるんです。今般のものは、2段階移転のことを、1段階でやるというふうにしたことに伴って、ですから、旧校舎についてはこの部分をこうしようというふうに、アレンジが変わってきたわけですね。それで、計画を改めて、コストは上がったということです。もう1回繰り返します。全体事業費はこれによって縮小することが可能となったわけです。

私からは以上で、細かいことについては担当課長から申し上げます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） まず1点目、建物の状態の話でございますが、こちらにつきまして、令和3年度に耐力度調査ということで、建物全体の状態の調査のほうを行っております。これによりまして、建物として使用することについて問題がないというところの調査結果が出ておりますので、それに基づき今回、まず使用するというのを進めているところでございます。

その中で、今回建物につきましては、要は構造等、あと直接建物の維持に大事な部分と、今、長友議員からありましたけども、汚れですとか、長期的な使用による劣化、こうしたものにつきましては、今回の改修工事におきまして、例えば今御覧いただくと、外壁のほうは塗装が終わりまして、全く新品の、今は塗装で建物が生まれ変わっているような状態になっています。あれと同じように、汚れですとか、汚損につきましては、今回、適切な対応を行いまして、建物としての維持をしていきたいと考えております。

建物本体につきましては、先ほど御説明したとおり、調査の結果、問題がないという結論になっておりますので、こちらに沿って市としては進めている状況でございます。

今回、金額のお話もありましたが、当初、市としましては、活用棟に議会関係、そして、市長室、副市長室の執行部関係を一旦入れた上で、新築棟ができた場合に、改めて新築棟に移しますという計画をしていたところでございますが、これは議会の皆様からの御意見でもございまして、活用棟にそのまま残すというところの方針転換がありました。こちらにつきまして、令和5年の9月議会におきまして9,000万円の補正をお願いしまして、今回の変更契約に至っているところでございますので、こちらについてはそういう形で御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） 古い建物をリノベーションするという、その方向性は正しかったと思うんですけども、この外壁の塗装に幾らかかるかという予算見積りの段階で、施工業者が見積りを間違えたんじゃないかと思うんですね。だって、まだそんなに契約してから年月がたってなくて変更するという。

それから、もう1つ、ある方から、電気工事をやっていたという方から電話がありまして、あそこの床は中学生が机を置いたりして使う、その程度の床しか張ってないと。そこに市役所の重い印刷機だとか、何か書類の重いキャビネットとか、そういうものを持ち込んだら、耐えられないんじゃないか。床の張り替えも必要じゃないかという、そういう電話があったんですが、そういうことについてはいかがお考えでしょうか。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） まず、金額につきましては、今回1億1,000万円ということで、増額の変更契約ということでございますが、先ほどもお話をしたとおり、今回当初予算、当初契約に9月で補正した部分、9,000万円の増額部分、こちらを足すことで考えておりますので、今回、特別追加の経費が必要になったということではないと考えております。

ただ、構造につきましては、こちらも設計図書から構造の計算を行いまして、実際、床の荷重ですとか、そういったものも計算をして施工のほうをやっておりますので、そちらについては全く確認が取れているということで、大丈夫ということで進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。



12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 6月議会で、この契約をしてると思うわけです。令和5年の6月9日付の契約書を議決をしたと思うんですが、そうしますと予算上は、約7億円予算が取ってあるから、その範囲内だという点については評価をいたしますが、やはり再移転をせずに4階に議場を造ると、市長室、副市長室もそのままこの旧庁の中で利用していただくと、この決定はいつされたのかと。

既にこの契約する時点では、そういう方向というのは打ち出されていたのではないのかというような気がするんですが、ちょっとその期日が確認をしておりませんので、まずどういうことになっているのかと。当初の5億8,850万円の契約を結んだときに、既に市の姿勢としては、この旧校舎へそのまま使うんだと、こういう決定をしていたんじゃないかと、記憶でするので定かではありませんが、いつ当局としては、そうなれば再移転はしないという決定をしたのかということが1点目の質問であります。

そういう点でいきますと、既にこれは決定がしてあったんじゃないかと私は思うわけですが、契約時点です。

次の質問は、それぞれシステムの構築と内装と外壁の工事と3つに分かれておりますので、金額は1億1,574万9,000円の増ということでございますが、その内訳はどうなっているのかと。

それから、この業者は河津さんが代表者になっていまして、河津建設さんが、その他土屋建設さんと加藤工芸さんと、こういうジョイントになっていようかと思うんですが、それぞれこの1、2、3に関わる事業者、主要な事業者は誰になるのかということと、それぞれの1、2、3の金額が区分できるものかできないものか、どういう見積りをして、この金額が出てきたものなのかという点を2点目にお尋ねをしたいと思います。

それから、3点目としまして、この外壁の補修をするんだということですが、このところいろんな地震等が起きていまして、外壁が崩れて、事故でもあったら大変だということとは言えようかと思いますが、外壁の状態がどういう状態になっているのかと、したがって、この外壁の補修をしなければならないという状況というのはどういう状況なんだと。ただ見た目が悪いからきれいにするんだということなのか、外壁を補修しないと、こういう危険が伴うというものなのか、そこら辺の御説明をいただきたいという具合に思うわけです。

これを見ますと、外壁モルタルの浮き補修というようなことが書いてございますので、外壁が浮いているというのは、現状どういう状態なんだと。それをどういう工事をして、安全

なそれなりにきれいな美しい建物に衣装替えするということになるのか、そこら辺の点をお尋ねしたいと。

それから、そういう意味では、4点目としまして、新しい新築棟に配置をしようとしたものを中学校の旧棟のほうにそのまま設置するということですので、全体的に見れば費用が軽まるんだと、そういうことは言えようかと思いますが、具体的にその数字はどうなるのかという、やはり提案を、説明をいただきませんと、当局が言っている安くなるんだということが確認できないということになるかと思うわけです。

そして、やはりこの建設が、きっちり全体を見通して、こういう形の機構のものになり、建設費は総額幾らになるんだと、こういう御説明をいただきたいと思うわけです。

6点目になりますか、点としては、そういう意味では、エレベーターをどうするのかというのは、ちょっとこの契約議案そのものではないかもしれませんが、関連するものとして、この建物は4階建てになってるわけですから、エレベーターがいつ頃に、どういう形で新築棟と接続して使用可能になるのかと。そして、その費用は幾らぐらいのものになるのかと。しかも新築棟や体育館の活用ということは、恐らくまた入札というんでしょうか、業者も別の形で契約するということになるかと思いますが、全体のこの計画を御説明を関連していただきたいと思うわけです。その中の旧活用棟のほうがこうですよという、そういう説明をしていただきますと、説明したよということかもしれませんが、改めてまたそういう説明をしていただきますと、大変分かりやすく理解できるんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） まず、1点目でございます。まず予算の流れでございますけれども、今回、令和5年度の当初予算で7億円、活用棟の費用として計上させていただいております。こちらにつきましては、まだ議会執行部関係は、改めて新築棟へ再移転をするという計画の積算として計上させていただいたものでございます。

その後、議会の議決を経た後、改めて再移転は無駄ではないかというような御指摘をいただいた中で、方針の再検討を行い、最終的には令和5年の6月の全協で、方針の説明をさせていただいているというふうに思っております。

当然このときには、入札ですとか様々な事務手続が進んでいる状態でございますので、改めて当初契約を見直すというところはちょっとスケジュール的に合わなかったということがありまして、当初の予算、当初の契約のまま一旦進ませていただいた状況でございます。

全協での報告等を経た中で方針を変えて、改めて設計をし直した中で、9月の議会におきまして、その分の追加の予算のほうを要求させていただき、今回、この変更契約に至っているという結果でございます。

そして、2点目の事業費の内訳でございますが、工事が電気とか設備とかいろんなことが入り交じっておりますので、個々、この工事がどこの業者ですとか、明確にちょっと設計書から読み解けないところもございます。

そういう中で、今回大まかな内訳としましては、システム工事、共聴設備工事でおおむね8割、内装改修工事で10%から11%、そしてその他工事としまして7%というような形で割り振りをしているところでございます。

外壁につきましては、今回、当初の設計におきましては、おおむね築年数と経過年数、そして建物の外観調査の中から、おおむねこの程度の外壁の補修が必要ではないかという概算の面積として計上させていただいたものを、今回4階まで足場を組みましたので、外壁を全部チェックをしまして、改めて数量の見直しを行ったところでございます。

こちらにつきましては、外壁の表面のモルタル部分ですね、こちらのほうは経年劣化等で浮く状態、あるいは多少亀裂が入っている状態、こういうところが見つかりまして、そこにつきましては該当箇所を剥離措置をして、改めて埋め直しをしますと言いますか、そういう形の施工を予定しているところでございます。こちらにつきましては、今、地震等、様々な災害等も想定されておりますので、慎重に点検を行い、補修を拾っているところでございます。

あと、全体の事業費につきましては、実は次の全員協議会で、改めて新築棟の設計と合わせまして御報告をする予定でおるところでございますけれども、今回、全体事業費の目安としましては、当初の基本設計、基本計画の改訂版、基本設計等で御説明をさせていただいており、最大限としまして、前回計画を上回らないということで予定をしているところでございます。現状におきまして、また改めて全協で御報告をさせていただきますけれども、現時点におきまして、全体事業費35億円以内ということで、今、最終調整を行っているところでございます。

エレベーターにつきましては、別契約で工事の契約をしておりますが、こちらにつきましては議会等でもお知らせをしましたが、若干施工の工期が延びておりまして、5月末の完成予定ということで工事を進めているところでございます。

全体の配置につきましては、6月の全協のほうで基本計画、基本設計としてお知らせをさせていただいている基本的な構造については変更しておりません。現在の今回の議案であり

ます中学校の校舎活用棟と体育館、こちらを活用しまして、それに新築棟をつなげるという形で、3棟構成ということで最終調整を行っております。こちらについては、また、全協等でも資料を示した中でお示しをしていきたいと考えております。

以上でございます。もし漏れがありましたら、すみません、お願いします。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 全体の概略がちょっと分かってきましたけども、1年ほど前のこの改修棟を中学校を使うというこの計画は、7億円から11億円余、このことによって軽減をすることができると。したがって、この28億円から32億円で建設ができると。これが今年の9月の議会では35億円かかるんですよと、こういう数字を提示いただいていると思うわけです。今日の報告ですと、さらに全協で、前はたしか36億9,000万円で、福井さんのときだったんですかね、36億9,000万円という数字で、実際は入札もしなかったと、こういう経緯を踏んでいると思うわけです。

状況が物価高の状況で、当初考えたときとは、二、三年前とは違うよということはあるのかもしれませんが、せっかく稲生沢の中学校や体育館を使うという方針を取ったにもかかわらず、この新築と全く同じような36億9,000万円というような、37億円近くのこの建設費になるというからいきますと、せっかく再移転もしないという方針を取ったにもかかわらず、その経費の削減をするという点では、何か納得がいかないと言いますか、そういう数字の提示になってるのではないかと、こういう具合に思うわけです。

さらに一層、この工事費の低下と言いますか、少なくしていくという努力は、具体的にどこでどういう具合にすることができるのかと。今の形のままでは、37億円近くの費用がかかるのかと、決して軽減されていないんじゃないかという、こういう思いや市民の疑問に答えていないのではないかという気がするんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

さらに、先ほど言ったエレベーターの費用も含めると、総額どのぐらいの金額になるのか、全協で出てくるものですが、分かる範囲で御答弁をいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 議員はもうもちろんこれは、ためにする質問かな、つまり、お分かりの上でなさっている質問じゃないかというふうに思うんですが、元の計画のままであれば、当然のことながら価格の高騰で人件費の値上がり、人件費の値上がりというのは、皆さん、特に沢登さんが気になさる作業に当たる人々の生活がかかっているわけです。今、日本中でそういうものを上げようというふうに行っているわけです。したがって、ベースとなる金額は、

もっとはるかに高くなっているわけです。

これに比べて私たちがやっているのも、当然、同様に、ある程度のシフト上昇は避けられないというふうに思っています。そうは言いながらも、技術的にどこまで圧縮ができるのかといったところを、私どもとしてはこの建築のプロフェッショナルの人たちと、プロポーザルでしっかりと取った建築の人たちと詰めているところをごさいます、これを持ってただ単に値上がっているじゃないかというのは、私は論理的には当たらないのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 今回、事業費の増額のやはり大きな要因は、建設資材等の高騰というところが一つ要因としてはあるかなと思います。

ここ二、三年の動向を見ますと、建設資材、130から150ということで、30から50%上がっているところが実情というふうに把握をしております。こうした中で、そうした中におきましても、何とか前回の36億9,000万円、こちらについては上限ということで捉えながら、その範囲内にできるだけ圧縮をして収めたいということで、作業のほうは進めてきているところでございます。

その中で、今現状におきましては、また全協のほうでも資料もお示ししますけれども、現状におきましては35億円を一応目安としまして、今、調整作業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 大変分かっていてためにする議論をしてるんじゃないかと市長のお叱りのような言葉をいただきましたけど、決してそんなことはございませんで、やはり時期が若干違いますが、熱海における庁舎の建設、あるいは河津や南伊豆町におきます庁舎の建設の金額等と比較してみますと、それぞれ20億円以下で建設してるわけですね。状況が違うということは、経済状況が違うというのはそのとおりでございますが、そして、そういう中で、やはり稲生沢中学の校舎あるいは体育館を利用して、7億円から11億円の縮減をするんだということを当局自身が掲げたわけですから、それが今、実態的に掲げたものが、なかなか実現できないということになっているわけですので、それはもう最大限の努力をしていただいて、どこをどうしたら、当初考えた28億円あるいは多くても32億円という1年前の目的の中

にとどめるという努力を最大限していただきたいと、こう思うわけです。

そういう考えでいけば、さらに私はずっと言っていますように、新築棟を造る必要というのはないんじゃないかと。体育館を利用するということになれば、そういう軽減が図られていくんではないかという提案をしまいでありますが、当局はそういう考えはないよと突っぱねてきているわけですので、決して分かっていて、市長を困らせるための質問をしてるんじゃないと。できるだけこの経費を切り詰めて、機能的でなおかつ市民に親しまれる庁舎を建設していただきたいと、こういうことで質問を終わりたいと思います。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第1号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第2号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第2号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） それでは、議第2号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案件名簿の2ページをお開き願います。

下田市手数料条例の一部を改正する条例について、次の3ページから5ページのとおり制定するというものでございます。

初めに提案理由ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、条文の整理を行うためです。

それでは、改正の内容につきましては、議案説明資料で説明申し上げますので、議案説明資料の3ページをお開き願います。左頭に、説明資料①と記されているものでございます。

1番、改正の概要ですが、戸籍法の一部を改正する法律が公布され、新たなサービスが開始されることとなりました。

1点目は、今まで本籍地の役所以外での発行できなかった戸籍謄本等の発行が、全国の役所窓口で発行できるようになること。2点目に、マイナンバーを利用して、一部の行政サー

ビスにおいて戸籍謄本の取得・添付の省略ができるようになる、電子証明書提出用の識別符号を発行できるようになること。その2点です。それらのサービスは、令和6年3月1日から開始されます。

今回の、下田市手数料条例の一部を改正する条例は、それらの新たなサービスに対する戸籍の項の手数料を条例に定めるものとなっております。

数字の2番になります。新たに開始されるサービスに伴う手数料についての説明です。

(1) 戸籍(除籍)謄本等の広域交付の説明のうち、片仮名のアからエの、戸籍や除籍の広域交付などの4つの料金が、新たに定められたものとなっております。

また、(2)の戸籍(除籍)の電子証明書提供用識別符号の発行の説明部分の次の4ページに内容がありますが、片仮名表記の(ア)と(イ)の部分に記載のあります2点についても、新たに制定される金額の手数料となっております。

それぞれの金額につきましては、政令の定めるところですので、全国どこでも同じ金額となっております。

議案説明資料の5ページをお開き願います。

説明資料②の新旧対照表です。

今回、戸籍手数料を新たに定めるに伴いまして、戸籍の項における文言を「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に準じた文言と順番に改めました。そのため、「新たに定める手数料に関すること」以外の部分につきましては、表現は変わっておりますが、改正前と改正後において、内容については全く同じ内容となっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

例えになりますが、一番上の欄の左側、改正前の欄には「戸籍謄本もしくは抄本の交付または磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付」と記載してあります。改正後の右側の欄を御覧ください。「戸籍法 第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、もしくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本もしくは抄本の交付、または同法第120条第1項、第120条の2第1項、もしくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付」と改めて記載をしております。

これは、「磁気ディスクをもって調整された戸籍に記載されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」という部分は、今回の戸籍法の改正において「戸籍証明書」というふうに変更されております。それ以外の部分については、手数料条例に合わせて、表現を「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に準じて記載したものでございます。

以降、そのほかの事項につきましても、同様に、政令の一部改正に伴う改正と、政令に準じた字句の整理をさせていただいております。

それでは、表の右側、改正部分に注目して見ていただきたいと思います。

5ページの上から1番目と3番目、次ページ、6ページの一番下の欄、7ページが一番下の欄、8ページの下欄、9ページ上方の欄の6か所が、今回の政令の一部改正に伴う改正箇所となっております。

新たに定めた手数料が途中に加わって、政令に基づいた順番に整理したものですので、左側の改正前の表と、右側の改正後の表につきましては、順番が前後して分かりにくい点もあるかと思いますが、御承知おきいただきたいと思います。

では、続きまして、議案件名簿にお戻りいただきたいと思います。5ページをお開き願います。議案件名簿の5ページとなります。

附則でございますが、この条例は、令和6年3月1日から施行するとするものです。

以上、大変雑駁ではございますが、議第2号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 説明書の5ページで、除籍された戸籍のこの5つについて、現行は750円という規定になっておりますが、改正のほうは戸籍法第10条第1項、これは同じ除籍のところなのかということと、金額が350円という半分ほどになっておりますので、この点の金額のこの350円というのは、どういうことかなと疑問をちょっと持ちまして、質問をさせていただきたいと思います。

あと、一般的にこの除籍の交付ということになりますと、実生活上ではどういう事例のときに多くこれが必要になるのか、あわせて分かればお教えいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） 今、議員御質問の5ページの上から2つ目の欄の除籍に対応する改正後の場所なんですけど、ちょっと欄のずれがありまして、6ページの右側に対応してあって、実は非常にちょっと分かりにくいので、説明資料として委員会のほうで、どこの欄がどこへ移ったかということを示したいと思っておりますので、また委員会のほうで提示させてい



ただきます。

もう1点、戸籍等の使用する場面ということになりますが、通常、各種の証明書のときに交付するということが多くなっております。

今回、3月1日に今回の条例を通すというのは、今年の4月、2024年の4月に相続財産登記の義務化というのが法務省のほうで始まりまして、それによって自分の住所地以外で相続財産の戸籍を取得したいという方が増えるということ想定しまして、全国で一斉に改正されているという内容になっております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第2号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

この後、各委員会を開催するため、11時30分まで休憩とします。同時刻再開いたしますので御協力をお願いいたします。

午前10時55分休憩

---

午前11時30分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開します。

ここで暫時休憩とします。

午前11時30分休憩

---

午前11時37分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開します。

---

### ◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 日程により、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第1号 令和5年度下田市新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）請負契約の締結についての一部変更について、議第2号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題とします。

これより各常任委員会から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めま

す。

まず、産業厚生委員長、鈴木 孝委員長の報告を求めます。

鈴木 孝議員。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝議員登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝） 産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

1. 議案の名称

1) 議第2号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

2. 審査の経過

2月13日、第2委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より斎藤市民保健課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員会の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由

1) 議第2号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない条例改正であると認めた。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

質疑ございませんか。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） 賛成多数により原案可決というようなことで、反対意見があったようなんですが、どのような反対意見があったのか、教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝議員登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝） 反対意見として、識別符号を発行して、その有効期限が3か月ということ、3か月で切れる識別符号を発行するのはいかななものかということ、せっかくなお金を払って識別符号を発行して、その後3か月たって使えなくなるということに疑問を感じるということと、この条例を改正して、その後の使い途が、使うことが明確でないにもかかわらず、今ここで条例改正する必要があるのかという反対意見がございました。

○議長（中村 敦） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教委員長、土屋 仁委員長の報告を求めます。

土屋 仁委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁議員登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので、報告します。

1. 議案の名称

1) 議第1号 令和5年度下田市新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）請負契約の締結についての一部変更について。

2. 審査の経過

2月13日、第1委員会室において議案審査のため、委員会を開催し、市当局より、鈴木企画課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由

1) 議第1号 令和5年度下田市新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）請負契約の締結についての一部変更について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な変更であると認めた。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 先ほどの本会議の会議で、システム構築工事及び共聴施設の工事に、1億1,574万9,000円のうち80%を費やすんだと、0.8掛けますと約9,260万円ほどの費用をこれに費やすという、主要なこの金額は、ここに投入されるということになるかと思うわけです。

そうしますと、この3社と申しますか工事関係代表者が河津建設さんですが、河津建設さんと、実際にここに放送施設、共聴施設等々を入れる会社とは別、河津さんがやるわけじゃ

なくて、専門のそういう会社を入れるという形になるかと思うんですが、その工事の仕組みとか、契約上の責任関係というのは、どういう具合になるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、そういう意味では、内装も外装も、どういう形で工事が進められていくのかという点と、さらに本会議で質問されました、金額的には本当に切り詰めた安い金額で、この機能的な安全な施設ができるのかどうなのかを含めて、どういう議論がされたのかお尋ねをしたいと思います。

それから、エレベーターについては、5月等々を目安にしているという、出来上がるんだということですが、9月議会で出された部分との、この表と比べて、エレベーターまで含めて、総額、現時点でどのぐらいの経費を想定をしているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁議員登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） まず、業者さんとの関係なんですが、そちらについては、質疑等はありませんでした。実際に説明がありましたのが、今回の1億1,000万円の増額については、9月定例会で増額補正9,000万円いただきました。そのほとんどシステム、それから共聴の関係というようなことでございまして、それが8割含め、今回の増額補正の8割を含んで、その他内装、それからその他工事というような説明をいただきました。

業者さん、河津建設さんをはじめその他2業者さんとの関係については、河津建設さんが代表の請負業者になっておりますけれども、その請負の内容については質疑もありませんでしたし、質問もありませんでした。

実際に河津建設さんが、下請の事業者さんに依頼してやっているのかというような部分についても、特段質問等ありませんでした。

それから、全体の事業費というようなことでございますけれども、今回はあくまでも旧校舎活用棟の部分についての議論でございましたので、当初予算で7億円、それから9月の補正予算で9,000万円の増額、それから外構で6,000万円の増額をしたと。今回の7億424万円ですか、それプラス、エレベーター棟の工事が8,030万円というようなことでございまして、総額7億9,000万円の旧校舎活用棟の予算の中には入っているというようなところでございます。

それから、全体の事業費については、先ほど本会議でも説明がありましたように、35億円

以内でやっていくというようなことをお伺いしました。また、そちらについては、今後の全員協議会のほうで御説明いただけるというようなお話を伺っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） そうしますと、やはり放送関係は点検修理が絶えず必要な施設ではないかと思うわけです。そういう点でのチェック体制というか、ものはどういうふうになっているのか。残念ながら審議をしなかったという、こういう報告でよろしいのかという点を再確認をさせていただきたいと思うわけです。

やはり造ればそれで終わりというようなものではなくて、放送施設等は点検をしたり修理をしたりして、より一層使い勝手がよくなっていくようなものではないかと思うわけです。そのときに、責任者は河津さんかもしれませんが、実際にやる方々をきっちり、施工者を議会としてもチェックしていくということは、私は必要ではないかと思うわけです。

そういう意味で、内装工事について、特にそういう意味では、議会関係や正副市長室ということになりますと、市民の関心も大変高いところだと思うわけです。金額的には1,270万円ほど、11%ということですから、そのぐらいを当てるといような形になっていようかと思いますが、具体的なカーペット張り等と板張りで、ここに説明はされておりますが、それらのものが、やはり金額にふさわしいようなものなのかどうなのかのチェックはされたのかされないのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁議員登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） 先ほどもございましたシステム、そちらについても審議がございませんでしたけれども、当然、今後、運用をしていくに当たって、それなりの保守点検とかというものは行われるのかなというふうに私は個人的に考えております。

それから、内装工事でございますけれども、先ほど本会議でも御説明がありましたように、床タイルのカーペットであったり、壁板のところを要は増額したというようなところでございます。実際に、これがその金額に応じたものになっているのか、ちょっと申し訳ないですが、まだ内容については現場も確認してございませんので、そちらについては私どもが確認はしてございませんが、それなりのものでやられているものと、私どもは理解しております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにございませんか。

5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） 9月の本会議で、私は壁紙と床のカーペットについて、非常に問題のあるものではないかという質問をしたつもりなんですけれども、そして壁の板とカーペットについては、その材質、色調について提案したんですけれども、そういうのは取り入れられたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁議員登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） 壁板、それからカーペット、材質、色調については、以前、全員協議会で配付があったイメージ図、その程度しか確認してございませんで、今回もそれについての質疑はございませんでした。

以上です。

○議長（中村 敦） 5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） どういう市庁舎が出来上がるのかということについて、市民がイメージするような、そういう提供がないと、議会としても、はい、そうですかということとはできないんじゃないかと思うんですけれども、お任せでよろしいというような皆さんの御判断なんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁議員登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） 当然、事業執行をするのは市当局のほうでございます。それについて事前に、こちらも議会運営委員長を代表といたしまして、当局側といろいろと協議をした結果、今の形で事業を推進されているのだというふうに私は認識しております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

以上で、委員長報告と質疑は終わりました。

これより、討論、採決を行います。

議第1号 令和5年度下田市新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）請負契約の締結についての一部変更についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 議第1号 令和5年度下田新庁舎整備工事請負契約の締結についての一部変更につきまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

提案理由につきましては、旧中学校の校舎を改築棟を使うと、そこに議会や市長室、副市長室、応接室を造るということで、新たな課題と言いますか、費用がかかるというのは理解をできるところでございます。

しかし、これらがきっちりしたこの契約の下に、この工事が滞りなく遂行されると、こういう観点がどうなのかということの当然審議を議会としてしなければならないと思うわけです。

ところが、先ほど委員会の委員長への質問につきましても、そういう討議はしてこなかったと、こういう御返事でございます。河津さんと土屋建設さんと加藤工芸社さん、それぞれが、例えば議会のシステム、共聴システム等、あるいは映像施設等を施設するんだと、こういう工事でございますから、直接、河津さんがそういう工事ができるということは考えられませんで、それぞれの専門の方々に実際の工事はしていただくと、こういうことになるかと思うわけです。

そうすれば、議会としてきっちりその専門の業者はどこのどういう方で、どういう実績上信用が置ける会社であるのかと、せめてこのぐらいをチェックをしないとしたら、議会は何のためにあるのかと、こういうことに私はなってしまうのではないかと思うわけです。

この予算及びこの工事が必要であるということは認めますが、議会としてこれもう少しきっちり審議をして、当局にそこら辺をただして、効率的に、しかも安い値段で安全なものができると、こういう確認と保障を私は取るべきではないかと思うわけです。

そして、そういう点で申しますと、やはり中の意匠等につきましても、約1,270万円ほどの費用を内部の意匠にかけるということでございますので、それもやはり、当局のこの姿勢からいって、面積と板張り等々だけの説明で、当局お任せですと、こういうわけには私はいかないのではないかと。この点についてもきっちりチェックをして、議会としての要望を当局に届けて、それが実現できるという保障と言いますか、確認というのをすべきではないかと思えます。

さらに、外壁の工事が810万円ほど、パーセントから行きますと7%ということですので、かかるのかなと思うわけであります。

これらにつきましても、必要な工事だとは思いますが、外壁のモルタルの浮き補修ということであれば、やはりどこがどういう具合に浮いているんですということを議会に提案をしないで、赤線だけで書いてきて、これを認めなさいと、こんな当局のずさんな説明で、議会はよろしいという結論を出していいものなのかと。

当然再度、現場を見に行くなり、議会としても、少なくとも写真を撮って、ここがこういう具合に浮いているので、こういう工事をするんですよと、こういうことが市民に議員として説明ができるような、そういう姿勢というのは私は必要ではないかと思うわけです。こういう観点からいきますと、必要な工事ではあることは認めますが、この臨時議会で可決ということではなくて、きっちり精査、チェックをして、間違いなく当局に実施をしていただくと、こういうチェックが必要ではないかと思しますので、反対をするものでございます。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

13番 江田邦明議員。

〔13番 江田邦明議員登壇〕

○13番（江田邦明） 議第1号 令和5年度下田市新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）請負契約の締結についての一部変更について、賛成の立場で討論を申し上げます。

本契約締結の一部変更については、令和5年6月全員協議会において出席した多くの議員の賛成をもって、議会機能を新庁舎に再移転しないことに基づくものであります。

また、この再移転をしないことについては、議員全員が旧校舎活用棟4階に赴き、再移転の必要性はないという認識を持たれているものかと思われまます。

また、本請負契約の締結についての一部変更に係る予算については、9月定例会において、図面及び現地調査をした中で、多くの議員の賛成、またこの内容に反対する議員の意見はなかったものと私は認識しております。

今臨時会におけます委員会審査の中では、まず、工期の点に注視し、質疑を行いました。

工期については、現契約に基づく3月2日完成ということで、当局の説明もいただきました。

また、即決でありましたが、本請負契約の締結については、仕様書に基づき、事業者と下田市で締結したものであり、この事業執行に当たっては、仕様書に基づくものであると認識しております。

何よりもこの工期を遵守することが、私はこの事業の最重要課題と、これまでの10年から認識しております。



よって、議第1号 令和5年度下田市新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）請負契約の締結についての一部変更について、本臨時会で議決することを必要という観点から、賛成意見を申し上げます。

また工期について、先ほど3月2日と発言をいたしました、訂正をさせていただき、3月22日工期終了、竣工ということでおわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

5番 長友くに議員。

〔5番 長友くに議員登壇〕

○5番（長友くに） 先ほども申し上げましたが、内装の改変、これは適当にやってくださいということじゃなくて、やはり下田のこれからを決める下田の顔になる大事な工事ではないかと思えます。ですから、よきに計らえじゃなくて、これはこういうふうになります、この程度のレベルアップをするので、これだけの費用がかかりますということをきちんと確認することが必要ではないかと思えます。出来上がって見たら、何だこんなものかということになったら、やっぱりこの市議会の全体の責任が問われるんじゃないかと思えます。

あともう一つ、先ほども申し上げましたように、もう最初から非常に外壁が脆弱化しているということは一目見て分かったわけなので、これを後から追加して工事をするということになりますと、今後も改修が必要な箇所が次々として出て、予算措置を次々としなければいけないという、そういうような可能性はないのかどうか。

古い校舎を使っているわけですから、それなりの改修費用は最初に策定しておくべきではなかったのかと思えます。後から次々、ここが悪い、あそこが悪いということになりますと、例えばこれから配管がどうか、床がどうか、そういう不具合が出てきたときにどうするのか、きちんとそういうところは確認した上で、契約が行われたということではないと困ると思えます。ですから、追加、追加で補正をしていくというのは非常にいかななものかと思うので、反対意見を申し述べました。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

ほかに討論はございませんか。

7番 岡崎大五議員。

〔7番 岡崎大五議員登壇〕

○7番（岡崎大五）　ここまで来るのにどれぐらいの時間がかかったか御存じだと思います。

もう10年以上の時間がたちまして、やはりこういった公共工事というのは、場所を決めるのにすごく時間がかかる。場所を決めるのに大体8割方の時間がかかって、その後2割ぐらいの時間をかけて建てるというような、多くの地方自治体の大型建設を見ますと、そういった傾向がございます。そして、その場所が決まりましたら、後はその時代の最適な技術と適正な予算を投入して、そこまで散々議論してきてるわけですね。

ですから、今行われているこの議論というのも非常に大事な議論だというふうには認識しておりますけれども、いかに市民の負担を減らすのかということ考えた場合に、なるべく早くやはり建てて、そして皆さんを安心させる、ようやくこの問題から解放される、このことの重要性というものをやはり理解すべきではなかろうかというふうに思うところでございます。

ですから、今回、総務文教委員会のほうで細かいところを様々指摘はなかったというような御意見もありますけれども、そこを散々今までやってきているわけでございますね。その上で決断をされた、委員会としての皆さんが決断をされたということで、支持するものでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦）　これをもって討論を終わります。

反対意見がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦）　起立多数であります。

よって、議第1号 令和5年度下田市新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）請負契約の締結についての一部変更については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第2号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 議第2号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

御案内のように、戸籍法の一部改正、法律改正に伴って改正をするという、下田市の手数料条例を改正をするという、こういう内容のものであろうかと思えます。そして、条文が変わったのでということで、皆さんのお手元に、その改正の内容の資料が配付されていようかと思えます。

そして、その中の改正の新たな従来のものと違うというところは、新①と書いてあるところと、新②というところが、その改正、新たに付け加えられた内容であります。そして、この新①というのは、戸籍電子証明書提出用の識別符号という、こういう番号のようですけども、とりあえずは役所に行きますと、紙で交付をしていただけると、こういうものであるようです。

これはパスポートの申請等について、戸籍等を取らなくても、この付票を持っていれば、パスポート等の申請ができるんだと、便利になりますよということでございますが、その有効期限は戸籍の期限と同じように3か月以内であるということですが、私がここで大きな問題と思えますのは、マイナポータルということで申請をすれば、400円かからず無料で交付ができると、交付を受けることができると、そういう仕組みになっていると。

しかし、これの新①及び新②のほうは、また相続関係で、この戸籍の古い戸籍というのか、除籍した戸籍を交付が、この下田にいなくても、ほかの地域にいても、付票を持っていれば交付を受けることができると、あるいはその他の自治体に行けば交付ができると、また、やがてコンビニ等で交付ができるということになっていこうかと思うんですが、それらの施行がされる、実際にこれは交付は現時点でもされるんでしょうけど、この付票を具体的に使う段階はいつかという、令和7年の3月を国のほうは予定をしていると、こういうことです。

実態的に機械の都合で、令和7年の3月に実際に運用できるかどうか、今のところではきっちり定かではないと、こういう説明をいただきました。そうしますと、条例にこの新①と新②を定めるということは、そのサービスを受けられないような付票を発行していいのかと、かえって混乱してしまうのではないかと。きっちり国が、この付票を発行したときに、そのサービスの提供を受けられる時期に、新たに提案をすべきなのではないかと、こういう具合に思うわけです。

したがって、この条例には、改正したいという条文上の改正からのものと内容の変わるというのは、この新①と新②のところでございますので、新②のほうは、先ほど本会議で言いましたように、相続の登記をきっちりしてくださいよという国の一定の方針づけがありまして、除籍された戸籍が必要になってくると、そういうものを取りやすくするんだということで結構なことですが、これもこの識別票を使うということは同様に、令和7年の3月1日でしょうか、31日でしょうか、3月からだという予定だということになれば、今、令和6年でございますから、今の時点でこれは定めるのではなくて、実際にサービスの提供の受けられる時期に制定をすべきものではないかと。かえって市民に混乱そのものを与えてしまう、手数料条例上与えてしまうという結果になるのではないかという具合に思いますので、これも今時点での条例改正は時期尚早、いかがなものかという観点から、反対をするものでございます。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

3番 浜岡 孝議員。

〔3番 浜岡 孝議員登壇〕

○3番（浜岡 孝） 賛成の立場から発言申し上げます。

今回の手数料改定に、条例の制定につきましては大きくは2つございまして、1つは、広域の対応、広域交付に対する対応でございます。これについては、改正をすべきものであることは論をまたないところであろうかと思いますが、今、御指摘いただきました2つ目の電子証明書の識別符号の発行に関してでございます。確かに現在の予定では令和6年度末、つまり令和7年の3月予定であるということは言われていますが、逆に早くなる可能性だってないわけではない。

いつこういうことを決めていくかということについて、物事が決まったとき、さらにほかの案件もあるときに、まとめて改正をするということに何の問題があらうかと私は考えます。

実際問題、混乱が云々という御発言もございましたが、どのような混乱があるんでしょうか。大体このようなことは、広報などを通じて、一般の住民の皆さんにお伝えするというところでございますが、実際にサービスが給付されるまでは、そのような広報は当然しない。タイミングを見て広報されるということでございますから、今できることを速やかにとっととやると、こういう姿勢がやはり必要であると思いますので、サービスの提供まで待つということは必要ないと、すぐやるべきだということで、今回の提案に賛成するものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

5番 長友くに議員。

〔5番 長友くに議員登壇〕

○5番（長友くに） 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてということで、先ほど御説明を受けたんですけれども、この新①のところ、戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号、この長ったらしい難しい言葉で何が起きるかという、つまりこの戸籍謄本をもらうためのパスコード、パスワードをいただくのに、これだけの費用がかかると、こういうことだったんですね、私の理解によりますと。それって、市民にとって何かいいことあるんでしょうか。煩雑な手続を取らされて、そして、このパスワードをいただいたとしても、3か月で無効になってしまう。つまり戸籍の有効期限と同じだけの期間しか使えないという、こういう戸籍に関わる手間が一つ増えるだけ、市民にとってはというふうにしか考えられないんです。

そして、能登半島地震で皆さん経験なさったように、停電になったらこの電子機器は使えません。そういうときに、さらなる混乱が起きるのではないかということが考えられます。ですから、今この識別符号の発行というのは、時期尚早ではないかと思って反対いたします。以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番 岡崎大五議員。

〔7番 岡崎大五議員登壇〕

○7番（岡崎大五） 今回のこの条例改正ですね、下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定ということで、この条例の改正の背景にあるのは何かと言いましたら、紙からデータへの移行であるということなんですね。はっきり言わせて、紙でいろんなサービスを今までやってきた行政が、ようやくデータでいろんなことを賄っていく、すなわちそれだけ行政の負担も減りますし、市民が一々市役所に来て、紙のデータをもらう必要もなくなるというように、マイナンバーが発行される。マイナポータルということで、自分のスマホの中にマイナンバーカードの登録をしておけば、そこで全部ができてしまう。パソコンでもできる、もちろんできます。ですから、例えば住民票、今あったような住民票の取得に関して、まずは電子証明書提供用識別符号というのを、いわゆるパスワードみたいなものを役所のほうから頂戴をして、その符号に基づいて申請をすれば、自宅で全てが賄えるわけですね。すなわち、市役所に一々来なくてもいい。マイナポータルからそこに登録したところからクリ

ックをして進んで、その識別の符号をもらい、その符号から今度は戸籍が取れるというような仕組みでございます。

その仕組みをマイナポータルでやった場合には無料です。その代わりに、そのマイナポータルを使わずに、その符号を、私の符号をください、紙に書いてくださいというふうに市役所に言った場合に、この料金が発生すると、そんなような仕組みになっております。

当然のことながら、紙の時代に生きた皆さんにとっては、ちょっとどういうことなのか理解が難しい、そんな条例の改正が背景にあるのではないかというふうな理解はいたします。

しかしながら、やはり先ほどから申し上げておりますような事情で、簡素化、それから省力化、そして何よりごみの減量にもなるということですね。半数以上が紙でありますとか布でありますとか、そういったごみが、やっぱりごみ問題の中でも論じられているわけですが、そういったことも減らしていくんだということですね。もうこれ我々慣れていくしかないだろうなと思うんですね。

お金を取られるのは、紙でくださいって言った方はお金を取られるわけです。すなわちごみを出す人がお金を取られるというような仕組みに、この国がようやくかじを切ったというようなことの始まりが、今回のこの条例改正の中に、背景にあるのではないかということで、やはり大いにこれを推進していただいて、スピードを上げて、やはり文書のデータ化ですね、こういったものでごみを減らし、次世代をつくっていく、それに市民も協力して、より便利な仕組みを選択していく、こういった点から、この条例改正には賛成するものでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

反対意見がございますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 起立多数であります。

よって、議第2号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

---

○議長（中村 敦） これをもって、令和6年2月下田市議会臨時会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後0時26分閉会